

議 庁

日時： 3月11日（月）AM9：00 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- ## 1 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

都市政策部長

【連絡事項】

- 1 太田市行政に係る基本計画への議会の関わり方について

議会議務局長

【その他】

- 1 令和6年度監査実施計画について

監査委員事務局長

◆ 次回庁議予定 ◆ 3月27日（水）AM9：00～＜庁議室＞ 案件名報告：3月15日（金）PM5:00
資料提出：3月21日（木）PM5:00

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

- 1 別紙市道において発生した事故による損害賠償表のとおり。
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応します。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和6年5月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835ダイヤル

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和6年2月20日	625, 592円 (625, 592円)	10割	令和5年8月31日、太田市金山町25番21号先の市道において、相手方が自己の使用する乗用車を運転中、市道上のインターロッキングが跳ね上がり、当該乗用車の右側サスペンション等が損傷したことにより、相手方に修理費用相当額及び代車費用相当額の損害が生じたものである。
2	令和6年2月20日	185, 119円 (185, 119円)	10割	令和5年9月8日、太田市大原町2522番の市道において、相手方の従業員が相手方の使用する営業用トラックを運転中、市道に生じていたマンホールの突起部分を通過したところ、当該営業用トラックのフロントバンパー等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。
合計		810, 711円 (810, 711円)		

●内 容 【 2.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 1.庁議後 】

議会事務局 氏名 関根 進 (TEL) 2100

【表題】

太田市行政に係る基本計画への議会の関わり方について

【目的】

太田市行政に係る基本計画について、議会が計画立案段階から関わることで、計画策定の経緯、趣旨、内容及び位置付け等について、各議員の理解を深めるとともに、計画の推進にあたり、議会と執行機関が一体となって取り組むことを目的に、次のとおり取り扱い方針を定めるものです。

【概要】

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 実施対象 | 第2次太田市総合計画の附属資料「分野別個別計画一覧」に記載の計画及びこれに準ずる計画 |
| 2 | 実施概要 | 各種計画について、現在は計画策定後に所管の委員会協議会にて報告を受けているが、議会が特に必要と認める計画については、策定前、策定途中、策定後の3回にわたり報告を受けることとする。 |

3 スケジュール

時 期	策定前 (５月委員会協議会)	策定途中	策定後
内 容	○各部局は、当該年度内に策定又は変更予定の各種計画について、所管の委員会協議会に報告する。 ○各常任委員会は、報告を受けた計画の中から「中間報告を求める計画」を選定し、各部局へ報告する。	○「中間報告を求める計画」に選定された計画について、素案を作成し次第、所管の常任委員会協議会に報告を行う。 ○必要に応じ、質疑及び議員間での自由討議を実施することで、計画への理解を深める。	○当該年度内に策定又は変更を行った全ての計画について、計画策定後に所管の常任委員会協議会にて報告する。

- 4 その他 令和6年度に策定又は変更予定の計画より対象とします。

* 問い合わせ先 議会事務局 議会総務課 総務係 内線2122 47-1806ダイヤル